

議員提出議案第1号

**寡婦（夫）控除制度を改正し、婚姻歴の有無、男女を問わず適用  
するよう求める意見書**

上記の議案を提出する。

平成25年6月14日

提出者 瑞穂町議会厚生文教委員会

委員長 高水永雄

（提案理由）

婚姻歴のないひとり親世帯についても「寡婦（夫）控除」をみなし適用できるよう、税法上の寡婦（夫）控除制度を改正することを強く求めるため、本案を提出する。

## 寡婦（夫）控除制度を改正し、婚姻歴の有無、男女を問わず適用するよう求める意見書

子どもを扶養している婚姻歴のないひとり親世帯には、税法の定める「寡婦（夫）控除」は適用されない。税法上の「寡婦（夫）」とは、過去に法律婚をしたことのあるものと定義されているからである（所得税法第2条第1項第30号・第31号、地方税法第23条第1項第11号・第12号）。

しかし、これによって算定された所得は、所得税、住民税、公営住宅入居資格及びその賃料、保育料等の算定のための基準とされる結果、同じひとり親世帯でありながら「寡婦（夫）」世帯に比べ、婚姻歴のないひとり親世帯は課税所得が高く設定されてしまう。そのため、婚姻歴のないひとり親世帯は、所得水準が低い傾向にあるにもかかわらず、さらに大きな不利益を受けている。

日弁連の調査報告書によれば、「婚姻歴のない母子世帯に対して寡婦控除を適用しないことは、法の下での平等を保障した憲法第14条に違反し、また婚姻歴のない母に扶養される子どもに対しても経済的不利益をもたらすことから子どもの権利条約に違反し、また差別を禁じた国際人権規約（自由権）の規約にも反している。」と結論づけている。

よって、瑞穂町議会は、子どもを扶養する家庭の経済的苦境・不平等を救済する為に、婚姻歴のないひとり親世帯についても「寡婦（夫）控除」をみなし適用できるよう、すみやかに税法上の寡婦（夫）控除制度を改正するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年6月14日

東京都瑞穂町議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣 宛